

多久市告示第35号

公 示 送 達 書

地方税法第20条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり公示送達します。
なお、送達すべき書類は当市民課に保管してありますから、来庁のうえ受領ください。

送達を受ける者の 氏名	送達すべき書類	書類保管者
飯盛 正敏	令和8年度 国民健康保険税 納入通知書	香月 正則

(注 意)

地方税法第20条の2第3項の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和8年6月12日

多久市長 香 月 正 則